

日専連ニック※ 提携ローン（住宅ローン/リフォームローン）

※正式名：株式会社 日専連ニックコーポレーション（以下「日専連ニック」と表示します。）

平成23年11月7日現在

1. 商品名	日専連ニック提携住宅ローン	日専連ニック提携リフォームローン
2. 取扱店	本店営業部、南町支店、生田原支店、丸瀬布支店、中湧別支店、湧別支店、佐呂間支店、北見支店、西富支店、東支店	
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次の全ての条件に該当する方 ① 日専連ニックの個人会員の方。 ② 満20歳以上65歳以下の方（完済時70歳以下の方）。 ③ 法人役員・自営業者は3年以上、給与所得者は2年以上勤務しており、かつ安定的な生活を営んでいる方。 ④ 借換資金の場合は、借換対象住宅ローンの直近1年間に延滞が一度もない方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の全ての条件に該当する方 ① 日専連ニックの個人会員の方。 ② 満20歳以上65歳以下の方（完済時70歳以下の方）。ただし、親権者の連帯保証を条件として18歳以上の方も可とします。 ③ 法人役員・自営業者は3年以上、給与所得者は2年以上勤務しており、かつ安定的な生活を営んでいる方。 ④ 当金庫の営業地区内における居住年数1年以上の方。
4. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ① 中古戸建住宅購入資金 ② 戸建住宅新築・建売住宅購入資金 ③ 住宅用土地購入資金 ④ 他行（社）住宅借換資金 ⑤ 当金庫の住宅ローンと併用し、かつその担保不足を補完する資金 	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・店舗・事務所の増改築資金 ② 住宅・店舗・事務所用設備機器購入（冷暖房・給排水・電気工事）費用
5. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円以上1,000万円以内（1万円単位） ただし、融資限度額は、原則として次の範囲内とします。 《前年度所得額（税込）×30%×返済年数（12か月未満は切り上げて1か年とします。）》 	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上1,000万円以内（1万円単位） なお、原則として500万円超を有担保とします。 また、融資限度額は、原則として次の範囲内とします。 《前年度所得額（税込）×30%×返済年数（12か月未満は切り上げて1か年とします。）》
6. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上15年以内 ただし、借換資金の場合は、既往融資の返済期限を限度とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上15年以内
7. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 年4.20%（保証料率年1.00%を含みます。） なお、基準金利は住宅ローン専用金利とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 年7.50%（保証料率年1.80%を含みます。）
8. 連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・原則不要。ただし、お申込人が団信保険に加入できない場合又は日専連ニックが必要と認めた場合は、1名以上の連帯保証人が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1名必要。ただし、抵当順位により、別途連帯保証人が必要となる場合があります。
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元均等返済払（ボーナス併用払可）、据置期間なし 注、ボーナス返済元本は、融資金額の50%以内とします。 	同 左
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 印鑑証明書（本人、保証人 各3通） ② 本人確認資料：運転免許証又は健康保険証（本人、保証人） ③ 所得証明書：公的機関発行の所得証明書又は源泉徴収票の写し ④ 抵当権設定契約書、担保設定委任状（日専連ニック様式） ⑤ 既往抵当権がある場合は、残高証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 印鑑証明書（本人、保証人 各3通） ② 本人確認資料：運転免許証又は健康保険証（本人、保証人） ③ 所得証明書：公的機関発行の所得証明書又は源泉徴収票の写し ④ 抵当権設定契約書、担保設定委任状（日専連ニック様式） ⑤ 既往抵当権がある場合は、残高証明書等
11. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります（消費税含む）。 一部繰上償還（1回につき）3,150円 全額繰上償還 5,250円 ※ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。 	同 左
12. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象物件を含む土地・建物を担保として、求償権に基づく日専連ニックを権利者とする抵当権を設定します。なお、手続きは当金庫が行い、設定後の「抵当権設定契約書」は、日専連ニックにて保管します。 ・担保設定費用が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日専連ニックから担保を求められた場合は、融資対象物件を含む土地・建物を担保として、求償権に基づく日専連ニックを権利者とする抵当権を設定します。なお、手続きは当金庫が行い、設定後の「抵当権設定契約書」は、日専連ニックにて保管します。 ・担保設定費用が必要となります。
13. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、住宅団信又は3大疾病団信への加入が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、住宅団信又は3大疾病団信への加入が必要です。
14. 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に火災保険を付保します。ただし、日専連ニックが必要と認める以外は、質権は設定いたしません。（火災保険証券の写しが必要となります。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に火災保険を付保します。ただし、日専連ニックが必要と認める以外は、質権は設定いたしません。（火災保険証券の写しが必要となります。）
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。 	

- お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。